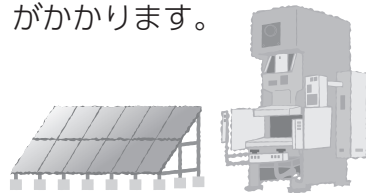


“固定資産税”ってどんな税？

固定資産税とは、固定資産（土地・家屋・償却資産）を持っている人が納める税金です。納める人は、固定資産の種類ごとに下表のとおりで、毎年1月1日現在の所有者が対象になります。固定資産税に関する詳細は、本庁・課税課☎③1111へお尋ねください。



◆固定資産の種類と納める人

種 類	土 地	家 屋	償却資産
	宅地や田畑などで、土地の種類(地目)や用途によって税額が変わります。 住宅用地は、住居が建っている間は土地の税額が軽減され、住宅を取り壊すと税額が上がる場合があります。 	住宅や店舗、事務所、倉庫などです。 税額は新築直後がもっとも高く、年がたつにつれて下がっていきます。居住用の住宅は、新築後数年間の税額が安くなります。 	会社や個人で工場や商店、農業などを営んでいる人(事業者)が、事業のために使用する構築物や機械、器具、備品などです。 事業用として使用、または個人で10kw以上の全量売電をしている太陽光発電設備(ソーラーパネル)も、償却資産として固定資産税がかかります。 
納める人	登記簿や土地補充課税台帳に所有者として登記(登録)されている人	登記簿や家屋補充課税台帳に所有者として登記(登録)されている人	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

「税を考える週間」 税に関する作品表彰・講演会 入場無料

天草地区税務協力団体長連絡協議会では、「税を考える週間」にあわせて、中学・高校生から募集した税に関する作文と習字の入賞者の表彰・発表、納税表彰式を実施します。その後、佐賀県健康福祉本部・田中丈晴氏を講師に招いて講演会を行います。

- ▶と き＝11月14日④午前10時～正午
- ▶ところ＝天草信用金庫本店・5階ホール
- ▶演 題＝「心と体にやさしい 重粒子線がん治療」
- ▶講 師＝田中丈晴氏(佐賀県健康福祉本部)

【問い合わせ先】(公社)天草法人会事務局☎④4339

税金は、私たち国民が豊かで安心した暮らしができるように、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

11月11日から同17日までは、『税を考える週間』です。税のしくみや目的などを皆さんに正しく理解していただくために設けられています。

そこで今号では、「税のゆくえ」「固定資産税」などについてお知らせします。

税のゆくえ

国や地方公共団体は、私たち国民が豊かで安定した生活ができるように、いろいろな活動を行っています。

私たちが納めた税金は、教育や警察・消防、ごみの処理、医療など、私たちの身近なところで使われています。

このほか、社会福祉の充実、住宅や道路の整備などの活動にもいかされています。

このように、税金は私たちにとって共同生活を維持するいわば「会費」であり、正しい申告と納税によって支えられています。

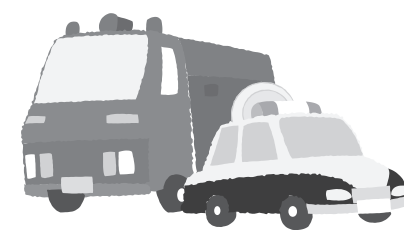
全国の公立学校の児童・生徒
1人当たりの年間教育額

小学生 86万3,000円
中学生 99万3,000円
高校生 100万円



私たちの生活や安全を守るための
警察・消防費

5兆949億円
国民1人当たり約4万円



国民医療費の公費負担額

15兆1,459億円
国民1人当たり約11万8,800円



※金額はいずれも平成24年度

市町村のごみ処理費用

2兆768億円
国民1人当たり約1万6,300円



税

11月11日(水)から同17日(火)まで
を
考
え
る
週
間

